

FASB の新たな信用損失基準に関する追加の FAQ 集

No. US2019-14

September 4, 2019

目次:

AFS 負債証券	2
受益権	4
負債証券に関する移行措置	6

要点

会計基準アップデート(ASU) 2016-13「金融商品-信用損失」は、米国証券取引委員会 (SEC)ファイリング企業の定義*を満たす 12 月決算の公開事業会社 (public business entities: PBE)について、2020 年 1 月 1 日に発効します。この基準の公表以降、多くの適用上の論点が提起されてきました。その論点は、信用損失に関する移行リソース・グループ (TRG)、米国財務会計基準審議会 (FASB) 会議、米国公認会計士協会 (AICPA) の業種別専門会議、FASB スタッフの Q&A 集、SEC スタッフのスピーチその他を含む様々なフォーラムで議論されてきました。

本 *In depth* は、有価証券に対する信用損失ガイダンスの適用に関するよくある質問を取り上げるシリーズの 3 回目です。

* FASB は、小規模の報告企業について、適用の延期を提案しています。

ASU2016-13「金融商品-信用損失 (Topic326)」は、現在予想信用損失 (CECL) の見積りに基づいて、特定の金融商品の信用損失を認識するための新しい会計モデルを導入しています。CECLモデルは、償却原価で測定される金融資産 (営業債権および満期保有目的の負債証券を含む)、正味リース投資、特定のオフ・バランスの信用エクスポージャーを含む、幅広い金融商品に適用されます。

売却可能 (AFS) の負債証券はCECLの対象外ですが、ASU2016-13はAFSの減損モデルにいくつかの特筆すべき変更を加えました。新しいガイダンスの広範な適用範囲を考慮すると、金融サービス会社と一般事業会社の両方が影響を受けることになります。

会計基準コード化体系 (ASC) 326は、SECファイリング企業に該当する公開事業会社 (PBE)については、2019年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間に適用されます。その他のPBEには、1年の猶予があります。PBE以外 (特定の非営利事業体および従業員給付制度を含む) には、2年の猶予があります。当基準の早期適用は、すべての企業について、2018年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間から認められています。

なお、FASBは、2019年8月15日、一部の企業を対象に、これらの発効日の修正を提案しました。この提案の下では、SECファイリング企業 (ただし、SECが定義する小規模企業 (SRC)を除く) の発効日は変更されません。ASC326は、SRCおよびその他の企業に対して、2022年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間に適用されることになります。

以下のQ&Aは、受益権、および満期保有目的 (HTM) や売却可能 (AFS) などの負債証券へのASC326の適用を支援することを目的としています。

PwCは、新しい信用損失基準に関連してその他の2つのFAQ集を公表しています。詳しくは、[In depth US2019-02](#) および [In depth US2019-09](#) をご参照ください。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

AFS負債証券

AFS負債証券は、CECLモデルの範囲に含まれません。ASC326は、従前の米国会計基準(US GAAP)によって規定されるモデルの修正版である減損モデルを提供しています。

本セクションの質問は、ASC326-30の AFS負債証券の減損モデルを適用する際の検討事項を主に扱っており、そのため、企業が売却の意思を有しておらず、「回収する前に負債証券の売却を要求される可能性が、要求されない可能性よりも高い」と結論付けていないことを前提としています。

測定

Q 1-1: AFS負債証券について、その他の包括利益累積額(AOCI)に含まれる外国為替レートの影響は、いつ、純損益に振り替えなければなりませんか。

A 1-1: このトピックは、2018年11月1日のTRG会議で議論されました。

利害関係者は、外貨建AFS負債証券の外国為替レートの変動の影響を減損の分析において考慮することを要求するASC830のガイダンスが廃止されたことに留意しました。FASBスタッフは、ASU2016-13の変更の結果、外貨建AFS負債証券の外国為替レートの変動に関連する未実現損失は、以下のうち最も早い時点で、その他の包括利益から純損益に振り替えなければならないと指摘しました。

- (a) 有価証券の満期時
- (b) 有価証券の売却時
- (c) 企業が有価証券を売却することを意図した時
- (d) 償却原価ベースまで回復する前に、企業が有価証券を売却することが必要となる可能性が、必要とならない可能性よりも高い場合

FASBは、ASU2016-13によって減損ガイダンスは修正されたものの、外貨建AFS負債証券の公正価値の変動(外国為替レートの変動を含む)をその他の包括利益累計額に計上することを要求するガイダンスに変更はないと指摘しました。

Q 1-2: 企業はAFS負債証券に係る信用損失を測定する際にどの割引率を用いなければなりませんか。

A 1-2: 適切な割引率は、企業がキャッシュ・フローの単一の最善の見積りを使用するか、または、複数のキャッシュ・フローのシナリオを考慮した確率加重アプローチを使用するかによって異なります。

キャッシュ・フローの単一の最善の見積りを使用する場合の割引率は、AFS負債証券の実効金利でなければなりません。対照的に、確率加重アプローチを使用する場合の割引率は、割引かれるキャッシュ・フローを確率加重する際に捕捉される影響を除外した、AFS負債証券の実効金利でなければなりません。確率加重アプローチの下では、割引率は取得時の実効金利とリスク・フリー・レートの間になると予想されます。

さらに、ASU2019-04は、割引キャッシュ・フロー法を使用する企業に対して、AFS負債証券の予想される期限前償還の時期(および時期の変更)を考慮するため期待キャッシュ・フローの割引に使用される実効金利を調整するという、会計方針の選択を提供しています。

Q 1-3: 企業は、ASC326-30に従い信用損失が要求されるかどうかを判定するために、AFS負債証券の定性的評価を行うことができますか。

A 1-3: 多くの場合において、定性的評価を行うことができます。AFS負債証券の公正価

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

値が償却原価ベースを下回る場合、ASC326-30は、信用損失を決定するために、回収が見込まれるキャッシュ・フローの現在価値と有価証券の償却原価ベースを比較することを企業に要求しています。回収が見込まれるキャッシュ・フローの現在価値が当該証券の償却原価ベースを下回る場合には、信用関連の減損が存在します。

ASC326-30-55-1は、信用損失が存在するか否かを決定する際に考慮すべき定性的要因の一部について、下記のように説明しています。

- 公正価値が償却原価ベースを下回る程度
- 有価証券、業種または地域に特に関連する不利な状況。例えば、有価証券の発行者の財務状況の変化、または資産担保負債証券の場合には対象となる貸付金の債務者の財務状況の変化
- 有価証券の信用補完の質の変化
- 有価証券の支払構造
- 有価証券の格付けの変化
- 発行者による有価証券に係る約定元利金の支払不履行

企業は、信用損失が存在するか否かを評価するために、キャッシュ・フローの現在価値を計算する必要はない可能性があります。企業は、定性的要因（ガイダンスに記載されている要因を含む）の評価に基づき、期待キャッシュ・フローの現在価値が有価証券の償却原価ベースと等しいかまたはそれを上回る（すなわち、有価証券から契約上のキャッシュ・フローのすべてを受け取ることが見込まれる）という結論を裏付けるために定性的分析で十分であると判断する可能性があります。例えば、市場金利の変動のみが原因で、公正価値が有価証券の償却原価を下回っていることが明らかな場合があります。このシナリオでは、企業は定量的評価を行わずに信用損失が存在しないと結論付けることができるでしょう。しかし、定性的評価が信用損失の存在の可能性を示唆する場合、企業は、信用損失が存在するかどうかを確認し、信用損失を測定するために、キャッシュ・フローの現在価値の定量的分析を行うことが要求されることになります。ASC326-30において企業の定性的評価の基礎として使用される要因（または、実務では通常、「スクリーン」と呼ばれる）は、従前のUS GAAPにおいて使用されていた要因と異なる可能性があります。

定性的プロセスにより信用関連の減損はないと結論付けられた場合、企業は、定量的分析でも同じ結論になるであろうことを裏付けることができなければなりません。企業は、その結論の根拠を文書化し更新することが重要です。定性的分析によって信用損失の存在の可能性が示唆されたとしても、定量的評価を実施した場合に信用損失が存在しないことが示されるシナリオもあり得ると、PwCは考えています。

一般的に、有価証券の償却原価ベースが公正価値を上回れば上回るほど、定性的評価のみを使用することを正当化するのは困難になるでしょう。さらに、重大な不利な情報などの他の特定の要因も、定量的評価を行う必要があることを示す可能性があります。

開示

Q 1-4: 12か月を超えて未実現損失ポジションにあるAFS負債証券について、具体的に要求されている開示はありますか。

A 1-4: ASC326-30-50-4は、信用損失を計上していない未実現損失ポジションのAFS負債証券を開示することを企業に要求しています。当該開示には、信用損失を計上しないと結論付けた際に考慮した要因について利用者が十分に理解できる情報を提供するような定量的情報および定性的情報を含めなければなりません。

これらの開示は、(1) 継続的な損失ポジションが12ヶ月未満のAFS負債証券、および、(2) 継続的な損失ポジションが12ヶ月以上の負債証券、について個別に開示することが要求

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

されています。

PwCは、未実現損失ポジションのAFS負債証券についても、信用損失引当金が損失の一部についてのみ認識されている場合(すなわち、AOCIに信用以外の部分が認識されている場合)には、開示要求が適用されると考えています。

受益権

多くの証券化取引は、1つまたは複数のステップを通じた、証券化事業体(多くの場合、特別目的事業体(SPE))への金融資産の移転を含んでいます。証券化事業体は、証券の保有者に、当該事業体の金融資産から生成されるキャッシュ・フローを受け取る権利を与える様々な持分を発行します。これらの持分は、一般に、当該資産の「受益権」と呼ばれます。

証券化における特定の受益権(これは、ASC815の範囲に含まれるデリバティブではない)は、ASC320における負債証券であるか、またはASC320における負債証券と同様の会計処理を要求されるかのいずれかです。このような受益権は、売買目的(trading)、売却可能(AFS)または満期保有(HTM)の負債証券に分類することができます。さらに、ASC325-40は、その範囲に含まれる特定の受益権について、金利収益、当初測定および事後測定に関するガイダンスを提供しています。

本セクションの質問は、ASC325-40の範囲に含まれる受益権を扱っています。

Q 2-1: ASU2016-13は、AFSに分類されるASC325-40の範囲に含まれる受益権にどのような影響を及ぼしますか。

A 2-1: AFSに分類されるASC325-40の範囲に含まれる受益権の当初認識モデルは、その受益権が、「信用悪化が生じた状態で購入した(purchased with credit deterioration; PCD)」に分類されるか否かによって異なります。

ASC325-40の範囲に含まれる、PCDではないAFS受益権は、公正価値で当初認識されるため、通常、当初認識時に引当金を計上しません。その後、償却原価ベースを下回るまで公正価値が低下した場合、当該投資は減損されます。その場合、企業は、回収が見込まれるキャッシュ・フローの不利な変動によって、ASC326-30およびASC325-40に従って引当金を計上する必要があるか否かを評価しなければなりません。その後、回収が見込まれるキャッシュ・フローの有利な変動があった場合には、まずASC326-30に基づき設定された引当金をゼロまで減額します。引当金がゼロまで減額された後、増価可能イールド(accretable yield)は将来に向かって調整されます。企業が受益権を売却する意思を有する場合、または回復する前に受益権を売却することが必要となる可能性が、必要とされない可能性よりも高い場合には、別のモデルを適用することになります。

ASC325-40の範囲に含まれ、PCDとして扱われるAFS受益権を有する企業は、資産の償却原価ベースを増加させる貸借対照表上の「グロスアップ」を通じて、予想信用損失の当初見積額を信用損失引当金として計上します。当該グロスアップは、当初認識時の当期純利益には影響を及ぼしません。当初認識後、企業は、回収が見込まれるキャッシュ・フローの不利な変動によって、ASC326-30およびASC325-40に従って追加の引当金を計上する必要があるか否かを評価しなければなりません。その後、回収が見込まれるキャッシュ・フローの有利な変動によって、まずはASC326-30に基づき設定された引当金をゼロまで減額します。引当金がゼロまで減額された後、増価可能イールドを将来に向かって調整します。企業が受益権を売却する意思を有する場合、または回復する前に受益権を売却することが必要となる可能性が、必要とされない可能性よりも高い場合には、別のモデルを適用することになります。

Q 2-2: 公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益に計上する、ASC325-40の範囲に含まれる受益権について、ASC326に基づき信用損失引当金を設定することが要求されますか。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

A 2-2:いいえ。2018年11月1日の信用損失に関するTRG会議において、FASBのスタッフは、ASC326-20の範囲から、純利益を通じて公正価値で測定される金融資産を除外すると述べました。ASC326-30は、AFSに分類される金融商品にのみ適用されます。その結果、企業は、公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益に計上する受益権について信用損失引当金を設定することは要求されません。

Q 2-3: ASU2016-13は、公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益に計上する、ASC325-40の範囲に含まれる受益権の収益認識モデルに影響を及ぼしますか。

A 2-3: 2018年11月1日のTRG会議において、FASBのスタッフは、公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益に計上する、ASC325-40の範囲に含まれる受益権に係る金利収益の認識に関するガイダンスは、TRGの範囲を超えていると指摘しました。しかし、FASBスタッフは、ASC325-40のガイダンスが、金利収益を認識する目的のために、公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益に計上する受益権に適用されると述べました。FASBスタッフは、企業は、公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益に計上する受益権の増価収益の金額を決定する際に、合理的な判断を適用する必要があると考えていると述べました。

PwCは、公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益に計上する、ASC325-40の範囲に含まれる受益権に係る金利収益を認識する場合には、以下のいずれかの方法が適切であると考えています。

1. 見積キャッシュ・フローの変動は、すべて将来に向かってイールド調整に反映させます。しかし、見積キャッシュ・フローの変動が負のイールドとなる場合には、追加的な検討事項があります。
2. 金利収益の計算のみを目的とした、「シャドウ信用損失引当金 (shadow allowance for credit losses)」を設定します。増価可能イールドを決定するために使用する「シャドウ引当金」は、ASC325-40-35-4Aにおける修正後の適用ガイダンスに従って計算されることとなります。要約すると、期待キャッシュ・フローの事後的な減少はイールド調整を生じさせない可能性があり、キャッシュ・フローの事後的な改善は、まず「シャドウ引当金」を減少させ、その後、将来に向かってイールド調整として処理されることとなります。「シャドウ引当金」は、増価可能イールドの決定および計算の目的のための管理勘定 (operational account) であり、企業の財務諸表には計上されないことに注意して下さい。

Q 2-4: ASC325-40の範囲に含まれる受益権は、PCDの定義を満たす場合、または認識日において「契約上の」キャッシュ・フローと期待キャッシュ・フローの間に重要な差異がある場合、PCDであるとみなされます。「契約上の」キャッシュ・フローと期待キャッシュ・フローとの間に重要な差異がある場合、この差異は「PCDグロスアップ」を計算するために使用されます。PCDとして指定するに当たり、購入した受益権を評価する際にどのような契約上のキャッシュ・フローの比較が行われますか。

A 2-4: FASBスタッフは、2017年6月のTRG会議において、受益権をPCDとみなすべきか否かを判断するため、(取得日現在の仮定を用いて) 予想される期限前償還を考慮し、かつ、信用損失はないという前提で「契約上の」キャッシュ・フローを計算すべきである、と述べました。これは、PCD資産として会計処理される受益権を、重要な信用損失を吸収することが見込まれる受益権に限定することを意図しています。このアプローチでは、見積られた期限前償還は、ASC325-40の範囲に含まれる受益権がPCDとみなされるかどうかの判断に影響を及ぼしません。また、Day 1 (初日) の引当金は、信用損失のために回収が見込まれないキャッシュ・フローに限定されます。

FASBスタッフは、この見解を適用するために、企業は、まず有価証券の契約条件を検討することによって、契約上のキャッシュ・フローを判断することになるであろうことを明確にしました。契約上の元本および利息の支払が有価証券で定められていない場合 (例えば、残余持分)、企業は、基礎となる貸付金または原資産の契約条件を検討することにな

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

ります。

受益権モデルと整合的に、信用、期限前償還または他の要因を問わず、期待キャッシュ・フローの変動は、引当金および翌期以降の増価可能イールドに影響を及ぼす可能性があります。

Q 2-5: ASC325-40の範囲に含まれる受益権が未収利息不計上 (nonaccrual) に指定されている場合、企業は原価回収法 (cost recovery method) を使用することを要求されていますか。

A 2-5: はい、要求されています。ASC325-40の範囲に含まれる受益権がASC325-40-35-16に記載の未収利息不計上に指定された場合、原価回収法を使用することが要求されています。これらの受益権は、企業がもはや信頼性をもってキャッシュ・フローを見積ることができなくなった場合には、未収利息不計上とされます。

負債証券に関する移行措置

従前のUS GAAPでは、負債証券の減損は、金融商品の償却原価ベースのベース・アジャストメントとして計上されていました。減損後のキャッシュ・フローの改善は、金融商品の増価されたイールドを通じて反映されました。過去の会計処理の影響を戻し入れて、信用損失引当金の設定(または取崩し)に置き換えるために、過去データが必要になるでしょうが、多くの報告企業は当該過去データが入手可能でない可能性があります。その結果、遡及適用または累積的影響の計算が難しくなるでしょう。したがって、FASBは、過去に減損した負債証券に対し、新しい減損ガイダンスを将来に向かって適用することを決定しました。

過去において減損した(したがって、購入した信用減損とはみなされない)負債証券の償却原価ベースは、ASC326の適用によって変更されません。過去に負債証券に計上された評価損については戻入れるべきではありません。負債証券の実効金利も、当初適用時に変更されません。

Q 3-1: HTM負債証券についてはASC326-20、AFS負債証券についてはASC326-30への移行時に、企業は、過去に減損した負債証券の信用損失引当金を計上すると予想されますか。

A 3-1: 過去に減損した負債証券の償却原価ベースは、移行の要求事項の下では変更されませんが、HTM負債証券およびAFS負債証券の信用損失モデルは、ASU2016-13の結果、変更されました。したがって、企業は適用時に信用損失引当金を認識することを要求される可能性があります。

例えば、従前のUS GAAPでは、企業のHTM負債証券の減損評価は、回収が見込まれるキャッシュ・フローの現在価値の最善の見積りに基づいていました。ASC326-20-30-10は、たとえそのリスクの発生可能性がほとんどない場合であっても、予想される信用損失リスクの測定値を含めることを企業に要求しています。これにより、移行時に信用損失引当金が要求される可能性があります。ASC326-30-35-7では、回収が見込まれるキャッシュ・フローの現在価値の最善の見積りを使用することを企業に要求しているため、この具体的な例はAFS負債証券には適用されず、このことは従前のUS GAAPと整合しています。

さらに、従前のUS GAAPでは、企業は、信用損失減損の見積りおよび認識に、割引キャッシュ・フロー(DCF)法を使用することが要求されていました。ASC326-20は、HTM負債証券について、特定の法を使用することを要求していません。DCF法は許容されていますが、企業は別の方法(例えば、損失率またはデフォルト確率法)の使用を選択することができます。ASC326-30-35-6が、信用損失の見積りにDCF法の使用を要求していることか

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

In depth | 6

ら、この特定の方法はAFS負債証券には適用できない可能性があり、このことは、従前のUS GAAPと類似しています。

Q 3-2: ASC326の適用に伴う当初の信用損失引当金は、適用前に減損が計上されていない負債証券については、どこに計上すべきでしょうか。

A 3-2: ASC326のガイダンスの適用に関連して認識された信用損失引当金は、HTM負債証券およびAFS負債証券の双方について、ASC326-10-65-1(c)に従い期首利益剰余金に対する累積的影響調整額として認識されなければなりません。

適用後、企業は、各報告期間に信用損失引当金を評価しなければなりません。信用損失引当金の増減は、(信用損失費用または信用損失費用の戻入として)当期純利益の中で報告しなければなりません。

Q 3-3: ASU2016-13の適用に伴う当初の信用損失引当金は、適用前に減損が計上されている負債証券については、どこに計上すべきでしょうか。

A 3-3: 企業は、ASC326-10-65-1(e)を、償却原価ベースが変更されないように、適用前に減損が認識された(したがって、購入した信用減損とはみなされない)負債証券に適用することが要求されます。したがって、過去に負債証券に計上された評価損については、これを戻入れるべきではありません。また、負債証券の実効金利は、当初適用時に変更されません。

ASC326-10-65-1(e)で要求されている将来に向かつての適用は、特に償却原価ベースの決定に限定されており、実効金利は変更されません。したがって、ASU2016-13の適用に伴い認識することが要求される信用損失引当金は、HTM負債証券およびAFS負債証券の期首利益剰余金に対する累積的影響調整額として認識しなければなりません。

また、ASC326-10-65-1(e)は、キャッシュ・フローの改善に関連して過年度にAOCIで認識していた金額を、負債証券の残存期間にわたり、引き続き、一定利回りベースで金利収益に発生計上することを要求しています。適用日より後に予測されたキャッシュ・フローの改善に関連して、適用日より前に償却された金額を回収した場合は、企業の信用損失予測が変更された期間ではなく、回収額を受け取った期間に収益に計上することが要求されます。

適用後、企業は、各報告期間における信用損失引当金を評価しなければなりません。信用損失引当金の増減については、(信用損失費用または信用損失費用の戻入として)当期純利益に報告しなければなりません。

Q 3-4: 企業は、過去に減損が生じた負債証券の適用日以降のキャッシュ・フローの改善について、どのように会計処理しなければなりませんか。

A 3-4: ASC326-10-65-1(e)における移行ガイダンスは、適用日後に予測されたキャッシュ・フローの改善に関連して、適用日より前に償却された金額の回収を、それを受け取った期間の収益に計上し、企業の信用損失予測が変更された期間には計上しないことを要求しています。したがって、企業は、実際に現金を受け取るまで、このキャッシュ・フローの改善の影響を計上することを待つことが要求されます。

ASC326のガイダンスは、(1)適用前の減損、および、(2)適用後に引当金として計上される追加的な予想信用損失の両方を経験した負債証券について、予想される改善が生じ得る可能性については言及していません。企業が契約上のキャッシュ・フローのすべてを回収すると予測した場合、企業はASC326に基づいて認識された信用損失引当金を直ちに戻し入れることができるとPwCは考えています。適用前に計上された減損に関連する期待キャッシュ・フローの追加的な改善は、現金を受領した期間にのみ計上することができます。企業が引当金の一部を回収不能とみなし、適用後に償却を計上した場合、見積回収額の会計処理において追加的な検討事項がある可能性があります。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

In depth | 7

Q 3-5: 企業は、PCDに分類すべきかどうかを判断するため、移行時に受益権をどのように評価すべきでしょうか。

A 3-5: 適用時に、企業は、ASC310-30(または、310-30におけるPCIガイダンスの類推適用)に基づいてPCIとして分類され会計処理された受益権を、ASC326-10-65-1(d)に従ってPCDとして分類しなければなりません。認識日または適用日において契約上のキャッシュ・フローおよび期待キャッシュ・フローとの間に重要な差異がある場合であっても、企業は、基準の適用時にPCDを検討すべきか否かを判断するために、その他の受益権を評価すべきではないとFASBスタッフは考えている、というのがPwCの見解です。

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

In depth | 8